

相手国政府・相手国際機関 (注1)	名 称	協 力 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は贈与の額 (注2)	署名日 (署名地) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
南スーダン	ジェバ市内橋梁 <sup>0.1.2.3</sup> 建設計画のための贈与に関する日本国政府と南スーダン共和国政府との間の交換公文	ジェバ市内橋梁 <sup>0.1.2.3</sup> 建設計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	2,655,000千円 2030.12.31まで	2022.4.27 ジェバで (同日)	日本側 外山光弘在南スーダン スーダン臨時代理大使 南スーダン側 マイエン・ ドゥワット・ウオル外務・ 国際協力次官	2023.2.3 49号
南スーダン	ジェバ河川港整備計画(詳細設計)のための贈与に関する日本国政府と南スーダン共和国政府との間の交換公文	ジェバ河川港整備計画(詳細設計)を実施するために必要な役務の購入	60,000千円 2025.6.30まで	2022.12.14 ジェバで (同日)	日本側 堤尚広在南スーダン スーダン大使 南スーダン側 マイエン・ ドゥワット・ウオル外務・ 国際協力次官	2023.2.10 83号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。

(注2) 贈与の供与期限については定めのないものは、-----と記している。

(注3) 日付については、○年△月□日を○.△.□と記している。

(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。